

新たな公共交通システムの導入に向けた調査研究業務 に係る業務委託契約について

「新たな公共交通システム導入に向けた調査研究業務」について、本協議会の平成 29 年度第 1 回会議での決定に基づき、指名事業者 5 社による見積り合わせの方法により執行し、見積書の提出があった指名事業者のうち、最も低い価格を提示した者を相手方として、下記のとおり業務委託契約を締結しました。

記

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 契約の相手方 | ランドブレイン株式会社 代表取締役 吉武祐一 |
| 2 契 約 額 | 3, 4 9 9, 2 0 0 円 |
| 3 契 約 日 | 平成 2 9 年 9 月 1 3 日 |
| 4 履 行 期 限 | 平成 3 0 年 3 月 2 3 日 |

新たな公共交通システムの導入に向けた調査研究業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する「新たな公共交通システムの導入に向けた調査研究業務」に適用するものとする。

2 業務の目的

鴨川市の公共交通は、民間事業者による鉄道（ＪＲ外房線・内房線）、高速バス、路線バス及びタクシーの運行が行われている他、行政においてもコミュニティバス、市内小中学校のスクールバス、福祉センター利用者向けの送迎バス、障がい者向け福祉タクシー券の配布等のサービスを提供している。

しかしながら、既存の公共交通機関ではカバーしきれていない居住地域が存在し、これら地域のニーズに応じた対策が必要となっている。

本業務は、平成 27 年 2 月に策定した「鴨川市地域公共交通網形成計画」の中で掲げられた事業の一つである「新たな公共交通システムの導入検討」の実現化に向けて、地域公共交通網の持続可能性に配慮した上で、導入地区等や具体的な運行方式、サービス水準等について検討するものとする。

3 業務の委託期間

契約の日から平成 30 年 3 月 23 日までとする。

4 業務内容

（１）本市公共交通の現状等把握調査への助言・提言

公共交通利用予定者のニーズや、公共交通サービス度の現状などを的確に把握するために、別途、市内全地区を対象に行われる市民アンケート調査、ヒアリング調査、データ分析等の調査に際し、必要な助言・提言を行う。

（２）運行方式等の整理

道路運送法をはじめとした関係法令等に基づく運行方式のパターンの他、運行主体の可能性等の選択肢を列举するとともに、それぞれのメリット・デメリットや、法的課題等を整理する。

（３）先進事例等の調査及び整理

関東近県の事例をはじめとし、人口規模・財政規模等が類似する自治体での導入事例を収集するとともに、運行方式等により事例を整理する。

(4) 運行方式の検討

現況把握やニーズ把握に基づき、市内全 12 地区における利用対象者や導入目的を明確にした上で、利用者の利便性（利用のし易さ、アクセス性など）や交通事業者への影響及び事業性（採算性など）等の観点から評価し、運行方式（定時定路線型、デマンド型交通等）を検討する。

(5) 運行サービス水準の検討

新たな公共交通システムの導入を検討する地区等は、市内全 12 地区の中から協議会が指定することとし、各々の導入を検討する区域における新たな公共交通システムの運行ルート・エリアやサービス水準（運行時間帯、運行本数、運賃等）などについて、交通事業者との協議・調整を図りながら検討する。

(6) 運行収支シミュレーションの試算

各々の導入を検討する区域のニーズや運行方式、運行サービス水準等の検討結果を基に、収入と支出を試算し、事業採算性を検討する。収入については、日利用者数を推計し、運賃、年換算日数等を乗じて試算する。併せて、運行費用負担等の基本的な考え方を検討する。

(7) 導入条件等の検討

各々の導入を検討する区域について、人口特性（人口集積、65 歳以上人口、高齢化率）、公共交通サービス度（公共交通空白地域）のほか、各調査によるニーズと提供可能な運行サービス水準の整合性、運行主体の有無等の観点から評価し、導入の可否や優先順位等を定める条件・基準を検討する。

(8) 今後の課題の検討

新たな公共交通システムの実証運行実施に向けて、スケジュールや実証期間など、実現する上での課題について整理する。

(9) 協議会での説明等

協議会の会議開催に当たり、必要に応じて、資料作成、会議への出席による作成資料の説明等を行う。

(10) その他

以上の他、協議会が当該業務に当たり必要と認める事項について

5 成果品

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 報告書（A 4 判） | 3 部 |
| (2) 電子データ | 1 式 |
| (3) その他関連資料 | 1 式 |

6 その他

- 本業務を実施する上で、協議会又はその構成員(以下、「協議会等」という。)から提供が必要な資料は、協議会等から本業務の受託事業者に貸与するものとする。
この場合、受託事業者は、貸与を受けた資料のリストを作成の上、協議会の事務局（鴨川市企画政策課）に提出し、業務完了とともに返納することとする。
- 受託事業者は、本業務で知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。特に、個人情報については、データの秘密保持のため万全の管理を行うこととする。
- 本業務における成果品（成果品に係る権利を含む）は、すべて協議会及び鴨川市に帰属するものとし、受託事業者は、協議会の許可なくこれを使用し、又は流用してはならない。
- 本業務に関する打合せは、原則として協議会の事務局が指定する場所において行うこととする。
- 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方の協議により決定することとする。